音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

音声機能、言語機能、そしやく機能障害

身障者福祉法	身际	章福祉法施行規則別表		身体障害認定基準(個別事項)	身体障害認定要領	
(別表)	級数	区 分	総括的解説	各項解説	障害程度の認定について	
三 次に	3級	音声機能、言語機能 又はそしゃく機能の喪 失		(1)「音声機能又は言語機能の喪失」(3級)とは、音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したものをいう。なお、この「喪失」には、先天性のものも含まれる。 具体的な例は次のとおりである。 a 音声機能喪失 — 無喉頭、喉頭部外傷による喪失、発声筋麻痺による音声機能喪失 b 言語機能喪失 — ろうあ、聴あ、失語症	第3-A-2- (1) 身体障害認定基準についての補足説明 ア 「音声機能又は言語機能の喪失」の定義 は、音声を全く発することができないか、 発声しても意思の疎通ができないもの、と 解釈すべきである。 イ 言語機能喪失をきたす障害類型に、ろう	
や喪 能能や著でる と	4級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害		(2)「音声機能又は言語機能の著しい障害」(4級)とは、音声又は言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意志を疎通することが困難なものをいう。 具体的な例は次のとおりである。 a 喉頭の障害又は形態異常によるもの。 b 構音器官の障害又は形態異常によるもの。(唇顎口蓋裂の後遺症によるものを含む。)c 中枢性疾患によるもの。 (3)「そしやく機能の喪失(注1)」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしやく・嚥下機能の障害をかう。 具体的な例は次のとおりである。 a 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの b 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの c 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口唇、類、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの (4)「そしゃく機能の著しい障害(注2)」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。 具体的な例は次のとおりである。 a 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの b 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの c 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口	あ、聴あ、失語症が挙げられているが麻痺構音障害、脳性麻痺性)構音障害、脳性麻痺構音障害も含まれると解釈すべきである。 ウ 「音声機能又は言語機能の著しい障害」の項で、「具体的な例とおりである。」以下を次のように改めて解釈すべきである。 (7)音声機能の著しい障害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

身障者福祉法	身障	者福祉法施行	^{于規則別表}		身体障害認定基準 (個別事項)	身体障害認定要領
(別表)	級数 区 分		総括的解説	各項解説	障害程度の認定について	
(別表)	級数	区	分	総括的解説	株頭の欠損等によるもの d 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合 異常によるもの (注1) 「そしゃく機能の喪失」と判断する状態についでて をしゃく・嚥下機能の低下に起因して、経年養人 を物等を摂取することができないため、経管栄養(口腔、鼻腔、胃瘻より胃内に管(チューブ)を挿入して洗動食を注入して栄養を補給する方法)以外に方法がない状態をいう。 (注2) 「そしゃく機能の著しい障害」と判断する状態に ついて、経口摂取がないために、経口摂取がよりできないために、があるにでは、鼻腔、胃疾よの低下に起因して、経口摂取のみでは、外は、関係を注入して、のみでは、異など、異など、異ないできる食物の内容、摂取ら、日唇異常の光度、表表と対しいできる食物の内容、内で含異常がある。 (注3) 「摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい、大きない方。 (注3) 「摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい、大きない方。 (注3) 「摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい、大きない方。。	障害程度の認定とは、のの語とは、のの語とは、のの語とは、のの語とは、のの言語をというでは、のの言語をというでは、のの言語を表示である。他人ない。というでは、ののするをでは、ののするをでは、ののするをでは、ののするをでは、ののする。動し、ののするをでは、ののする。動し、ののする。動し、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので
						(注1) 「摂取できる食物の内容、摂取方法に著しい制限がある」と判断する状態について誤嚥の危険が大きく摂取が半固形物(ゼラチン、寒天、増粘剤添加物等)等以外は摂

身障者福祉法	身障者	 行福祉法施行	_{万規則別表}		身体障害認定基準 (個別事項)	身体障害認定要領		
(別表)	級数	区	分	総括的解説	各項解説	障害程度の認定について		
				(認定要領) 表 1	障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動 (場とレベル) の具体的状況例	取できない状態又は開口不能のため流動食 以外は摂取できない状態をいう。		
				(3級の	欄の音声言語機能のレベルに該当すれば3級と判定する。 欄の項目が可能でも、4級の欄のレベルであれば4級と判定する。	(注2) 「先天異常の後遺症」とは、「疾患に対して手術、その他の処置を行った後もなお 残存する後遺症」を意味する。		
				管書 コミュニケーショ 等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	理解面 表出面	3 その他の留意事項		
				3 本 人 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	本人や家族の名前がわからない。 住所がわからない。 日付、時間がわからない。 のない。 日常生活動作に関する指示がわからない。 日常生活動作に関する指示がわからない(風呂に入って、STに行って、薬を2錠飲んで)。 本人の所属、時間 日常生活動作、物品に関する指示	(1) 咬合異常によるそしゃく機能の障害について 判定の手順:障害程度の判定と歯科矯正治療等の適応の判定の2つの判定が含まれる。 以下に実際の手順に従って説明する。 ア まず咬合異常によるそしゃく機能障害の程度を判定する。それには、身体障害認定の要件である①永続する機能障害を有すること、つまり、障害として固定すること、②日常生活活動に相当程度の制限があるこ		
				4 本 人 ·	問診の質問が理解できない。 治療上の指示が理解できない (PT, 薬の飲み方)。 薬の飲み方)。 電話での話がわからない。 尋ねた道順がわからない。 おつかいができない (どこで, 何を, いくつ, いくら, 誰に, いつ)。 ・ 電話で応答できない。家族に内容を伝えられない。 ・ 電話で応答できない。家族に内容を伝えられない。 ・ 電話で応答できない。家族に内容を伝えられない (いつ, 誰, 何, どこ)。 ・ 知り合いに電話をかけて用件が伝えられない (通じない)。 ・ 行先が言えない(通じない)。 道順を尋ねられない (通じない)。 ・ 買物をことばでできないか通じない (何をいくつ, いくら)。	と、そしゃく困難で食事摂取(栄養、味覚)が極めて不利、不便になるもの、という2点を満たすか否かを判断する。 イ 次いで歯科矯正治療等の適応か否かを決める。すなわち、上記そしゃく機能障害では、自動が得られるかを判断する。この法律は、口唇・口蓋裂等の患者の治療を福祉にとを理解されたい。 ウ 身体障害者該当の判定。上記「ア」の療等の適応と判断された者を身体障害者に該当すると認める。		
				低い	定族以外の者から、日常生活動作に 家族以外の者に、日常生活動作に関	(注意事項) ① 歯科矯正治療等の適応については、都 道府県知事等の定める歯科医師の「歯科 医師による診断書・意見書」(別様式) の提出を求めるものとする。		

身障者福祉法	身障	者福祉法施行	_{万規則別表}			ì	身体障害認定基準(個別事項)	身体障害認定要領
(別表)	級数	区	分	総括自	総括的解説		各項解説	障害程度の認定について
				(認定要 障害の と等系 重度(1,	及	(大原則 のない	り 喪失 音声言語による意思疎通 家庭において、家族又は肉親 との会話の用をなさない (日 「音声機能障害」一音声 常会話は誰が聞いても理解で	② 歯科矯正治療等の適応と判断されてらります。 とり体障害が軽微~軽度ない。 ③ 軽度そしゃく機能障害(軽度咬合異常による。)は身体障害者に該当しない。 ④ 身体障害者に該当にない。 ④ 身体障害者に該当にない。 ④ 身体障害者に該当にない。 ⑥ 小のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
					4級	家庭周辺での日常生活動が著しく障害される	もの 他人には殆ど用をなさない。	は適当ではない。 (4) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。
				軽軽	度微	社会での日 常生活が著 しく障害さ れる		

質 疑	回答
[音声・言語・そしゃく機能障害]	

- 1. 「ろうあ」に関する認定で、聴覚障害と 聴覚障害2級と言語機能障害3級(喪失) しては100dBの全ろうで、言語機能障害ととの重複障害により、指数合算して1級と しては「手話、口話又は筆談では意思の疎|認定することが適当である。 通が図れるが、音声言語での会話では家族 や肉親でさえ通じないもの」に該当する場 合、どのように認定するのか。
- 2. アルツハイマー病で、疾病の進行により アルツハイマー病に限らず、老人性痴呆 体障害者として認定してよいか。

いものは、脳血管障害による失語症と同等能障害と認定することは適当ではない。 と見なし、音声・言語機能障害として認定 してよいか。

- 3. 音声・言語機能障害に関して、
- ストロフィー等の疾病により気管切開し、 人工呼吸器を常時装着しているために発声 不能となっている者について、音声機能の 喪失としても認定できるか。(本症例はす でに呼吸器機能障害として認定されてい る。)
- イ.事故により肺活量が低下し、気管切開し イ.喉頭や構音器官の障害又は形態異常が てカニューレ挿入している者で、将来とも 閉鎖できないと予想される場合について は、音声機能の喪失等として認定できるか。
- 成術を行ったもので、経管栄養は行ってい」ら、そしゃく・嚥下機能障害として認定す ないが、誤嚥による肺炎を頻発している場合ことは適当ではない。 合は、著しいそしゃく・嚥下機能障害とし て認定できるか。

神経学的所見がないにも係わらず、日常生 | 症候群は、精神機能の全般的衰退によるも 活動作が全部不能となっているケースを身しのであって、言語中枢神経又は発声・発語 器官の障害ではないことから、これらに起 又、アルツハイマー病による脳萎縮が著|因する日常生活動作の不能の状態や意思疎 明で、音声・言語による意思疎通ができな「通のできない状態をもって、音声・言語機

- |ア. 筋萎縮性側索硬化症あるいは進行性筋ジ|ア. 筋萎縮性側索硬化症の患者の場合、呼 吸筋の麻痺が完全なものであれば、喉頭 筋麻痺の有無にかかわらず、発声の基礎 になる呼気の発生ができないので、喉頭 は無機能に等しい。したがって、音声機 能障害の3級として認定することも可能 である。
 - 認められず、中枢性疾患によるものでも ないため、気管切開の状態のみをもって 音声機能障害又は呼吸器機能障害として 認定することは適当ではない。

4. 食道閉鎖症により、食道再建術・噴門形 本症例は、食道の機能障害であることか

皙 疑 口

- 5. 認定基準及び認定要領中、音声機能障害、 言語機能障害、そしゃく機能障害について は、各障害が重複する場合は指数合算によ っているが、
- 障害名の併記は可能と考えてよいか。
- イ. また、下顎腫瘍切除術後による「そしゃ|定することを意味している。 く機能の著しい障害」(4級)と大脳言語野 しかしながら、この事例のように障害部 の病変による「言語機能障害(失語症)」 位や疾患が異なり(そしゃく嚥下器官の障 同一ではないことから、指数合算して重複 | 害をもって等級決定することが明らかに本 認定(2級)することが必要となる場合も 人の不利益となる場合には、指数合算を要 あり得ると考えるが、このような取扱いはする重複障害として総合的に等級決定する 可能か。
- 6. 3歳時に知的障害の診断を受けている。 が、意味のある言語を発する事はできない。場合は、言語機能の障害として認定するこ したがって、家族との音声言語による意志とは適当ではない。 疎通が著しく困難である。この場合、言語 このため、必要に応じて発達上の障害の 機能の喪失として認定してよいか。

いずれも可能と考えられる。

認定基準等においては、舌切除等に伴う 舌機能廃絶によって構音障害及びそしゃく る等級決定(重複認定)はしないこととな ・嚥下機能障害を同時にきたす場合など、 同一疾患、同一障害部位に対して、異なる **障害区分から判定したそれぞれの指数を合** ア、手帳における障害名の記載に関しては、 | 算して重複認定することは適当ではないと の原則を示したもので、一般的にはより重 度と判定された障害区分の等級をもって認

(3級)の合併などの場合は、障害部位が 害と言語中枢の障害)、どちらか一方の障 ことはあり得る。

言語機能の障害について、明らかに知的 音声模倣は明瞭な発声で行うことができる 障害に起因した言語発達遅滞と認められる

> 判定に十分な経験を有する医師に対し、こ れが知的障害に起因する言語発達遅滞によ るものか、また、失語症や構音機能の障害 等によるものと考えられるかの診断を求め、 それに基づき適切に判断されたい。

診断書・意見書

A 音声機能又は言語機能の障害

1 診断書の作成について

診断書の様式の項目ごとに記入要領及び記入上の留意事項を記す。

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

機能障害の種類と()の中に音声、言語機能障害の類型を記載する。

「音声機能障害」とは、主として喉頭レベルにおける声と発声にかかわる能力の障害をいう。音 声機能障害(喉頭摘出、発声筋麻痺等)と記載する。

「言語機能障害」とは、喉頭レベル以上の構音器官(口唇、舌、下顎、口蓋等)における発音(構音)にかかわる能力と、音声言語(話しことば)の理解(意味把握)と表出(意味生成)にかかわる能力をいう。言語機能障害(失語症、運動障害性(麻痺性)構音障害等)と記載する。

参考:言語機能障害の類型……失語症、運動障害性構音障害、脳性麻痺構音障害、口蓋裂構音 障害、その他の器質性構音障害、ろうあ、聴あ

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

上記障害の直接原因である疾病名を記載する。

「喉頭腫瘍」「脳血管障害」「唇顎口蓋裂」「感音性難聴」等

ウ 「疾病・外傷発生年月日」について

発生年月日が不明の場合には、その疾病で最初に医療機関を受診した年月日を記載する。月、日について不明の場合には、年の段階でとどめることとし、年が不明確な場合には、○○年頃と記載する。

エ 「参考となる経過・現症」について

「経過」については、症状が固定するまでの経過を簡単に記載する。初診あるいは機能訓練開始日、途中経過の月日等の記載も望ましい。

「現症」は、コミュニケーション活動の能力の程度を裏付ける客観的所見ないしは検査所見を 記載する。ただし、客観的所見の代わりに観察結果でも足りる場合がある。

「現症」記載の参考:コミュニケーション能力の程度を端的に裏付ける検査所見や観察結果のみを簡単に記載する。以下に、検査又は観察項目、検査法を例示するが、すべて行うことはなく、必要と考えられるものの記載にとどめる。

「音声機能障害」

- ① 喉頭所見(必要なら咽頭部所見も含める。)
- ② 声の状態……失声、嗄声の種類と程度等
- ③ 発声機能……発声持続能力(時間)等
- ④ 検査法……音声機能検査、エックス線検査等

「言語機能障害」

- ① 構(発)音の状態……母音、子音等の正確性、発話全体としての会話明瞭度及び自然性(抑揚、アクセント、発話速度等)
- ② 構音器官の所見……口唇、舌、下顎、口蓋、咽頭等の運動機能と形態
- ③ 言語理解力……音声言語に関して、単語や文の理解ができるか否か(聴覚的理解)。日常的な単語、簡単な文、やや複雑な文等の視点から理解力の程度をみる。
- ④ 言語表出力……単語や文が言えるか否か(音声言語の表出)。日常的な単語、簡単な文、 やや複雑な文、文の形式(構文又は文法)、文による具体的情報伝達(実質語の有無)等の 観点から表出力の程度をみる。
- ⑤ 検査法……構音・プロソディー検査、会話明瞭度検査、構音器官の検査、標準失語症検査 (SLTA)、老研版失語症検査、国立リハ版失語症選別検査など。

留意事項:「現症」については、個別の所見欄に該当する項目(別様式「聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見」の「3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見」)がある場合にはこの欄の記載を省略してよい。この場合、所見欄には現症について詳細に記載することが望ましい。

障害固定又は障害確定(推定)年月日は必ず記載すること。

オ 「総合所見」について

「参考となる経過・現症」又は個別の所見欄に書かれた現症の事項を総合して、その総合的能力が生活上のコミュニケーション活動をどのように制限しているかを記載する。現症欄に記載された事項では表現できない音声・言語機能障害の具体的状況の記載が必要である。すなわち、日常生活におけるコミュニケーション活動の実態を記載するが、それには家庭内(肉親間)あるいは、家庭周辺(家族以外)といった場で、どの程度のコミュニケーションができるか(レベル)の2つの観点から具体的に記載する(表1「障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動(場とレベル)の具体的状況例」参照)。

障害程度の認定には、この日常的コミュニケーション能力の程度の判定が核心となることを銘 記されたい。

B そしゃく機能障害

- 1 診断書の作成について 診断書の様式の項目ごとに、記入要領及び記入上の留意事項を記す。
- (1) 「総括表」について
 - ア 「障害名」について

「そしゃく機能障害(そしゃく・嚥下機能障害、咬合異常によるそしゃく機能障害)」 と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

上記障害の直接の原因となる疾病名等を記載する。

記載例:「重症筋無力症」「唇顎口蓋裂」「舌腫瘍切除後の舌の欠損」等

- ウ 「疾病・外傷発生年月日」・・・省略
- エ 「参考となる経過・現症」について(エックス線検査、内視鏡検査等の所見を含む) 「経過」については、症状が固定するまでの経過を年月日を付して簡単に記載する。

「現症」については、主たるそしゃく・嚥下機能の障害の内容(「筋力低下によるそしゃく・嚥下機能の喪失」「咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害」等)と、その程度を裏付ける客観的所見ないしは検査所見を記載する。

なお、これらの所見等の詳細については、別様式にある「聴覚・平衡・音声・言語又は そしゃくの機能障害の状態及び所見」欄に記載する。

オ 「総合所見」について

「参考となる経過・現症」又は個別の所見欄に書かれた現症の事項を総合して、生活上の食事摂取をどのように制限されているかを記載する。

- (2) 「聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見」について ア 各障害においては、該当する項目の□に ✓ を入れ、必要事項を記述する。
 - イ 「4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見」について(留意点)
 - (ア)「(1)障害の程度及び検査所見」について
 - 1) 「① そしゃく・嚥下機能の障害」では、そしゃくあるいは嚥下機能の障害について判断することを目的としている。「b 参考となる検査所見」の「イ 嚥下状態の観察と検査」については、食塊ないしは流動物(bolus)の搬送の状態を観察する。また、その観察をエックス線検査あるいは内視鏡検査で行うことが理想的であるが、食事(水分)を摂取する場面を観察してもよい。

(観察点) i 各器官の一般的検査(視診、触診、反射)

- ・口唇・下顎:運動能力(可動範囲、力、速度等)、不随意運動の 有無、反射異常ないしは病的反射
- · 舌:形状(萎縮、欠損、線維束性収縮等)、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋:挙上運動(鼻咽腔閉鎖機能の状態、鼻漏出、鼻腔への逆流)、反射異常
- ・声帯: 内外転運動、梨状窩の唾液貯溜
- ii 嚥下状態の観察と検査
 - ロ腔内保持の状態
 - ・口腔から咽頭への送り込みの状態
 - ・喉頭拳上と喉頭内腔の閉鎖の状態
 - ・食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み
- 2) 「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」では、咬合異常によるそしゃく機能の障害について判断することを目的としている。
 - 「b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)」については、以下の点から観察する。
 - ア) 「ア 咬合異常の程度」

(観察点) そしゃく運動時又は安静位咬合の状態をみる。

上顎歯列と下顎歯列の特に前歯並びに臼歯の接触・咬合状態、開口の程度等の異常な咬合関係をみる。

i) 「イ そしゃく機能」

(観察点)

- i そしゃく機能を定量的に簡便かつ正確に測定する方法はないので、そしゃくの3作用である食物の粉砕、切断及び混合の状態を観察する。
- ii そしゃく機能障害の状態:口唇・口蓋裂においては、歯の欠如、上下顎の 咬合関係、口蓋の形態異常(前後、左右、上下方向の狭小あるいは狭窄化及 び残孔)等を観察する。
- 3) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例は、別様式に定める「歯科医師による診断書・意見書」を添付する。

身体障害者診断書・意見書

総 括 表			(障害用)
氏 名	年	月	日生	男	女
住 所					
①障害名(部位を明記)					
②原因となった 疾病・外傷名				の他の事故、『 記天性、その(
③疾病·外傷発生年月日 年	月日	• 場所			
④参考となる経過・現症 (エックス線写真及で	が検査所見を	含む。)			
⑤総合所見	障害固定又に	は障害確定	定(推定)	年	月 日
		([将来再認 再認定の問		不要] : 月)
⑥その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて次の意見を付 年 月 日	す。				
病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名	科	医師氏名	7 1		印
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 記入)			障害程度等	ទ級について	も参考意見を
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に ・該当する (・該当しない	こ掲げる障害 級相旨				
注意 1 障害名には現在起こっている障害機能障害等を記入し、原因となっ等原因となった疾患名を記入して 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要	った疾病には てください。	緑内障、	先天性難恥	感、脳卒中、 <i>《</i>	僧帽弁膜狭窄
2 圏科矯正石旗等の適応の判断を多 (別紙)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、北海でお問い合わせする場合があります。	每道社会福祉				

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

[はじめに]

この診断書においては、次の4つの障害の区分のうち、認定を受けようとする障害について□に ✓ 印を付け、その障害に関する状態及び所見について記入すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害又はそしゃく機能障害が重複する場合については、それぞれについて 障害を認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨留意すること(それぞれ の障害の合計指数をもって等級を決定することはしない。)。

□ 聴 覚 障 害 → 1 聴覚障害の状態及び所見に記入すること。

「(4)イ 語音による検査」の場合は、両耳による普通話声の最良の語音明瞭度を測定した聴力レベルを記入すること。

- □ 平 衡 機 能 障 害 → 2 平衡機能障害の状態及び所見に記入すること。
- □ 音声・言語機能障害 → 3 音声・言語機能障害の状態及び所見に記入すること。
- □ そしゃく機能障害 → 4 そしゃく機能障害の状態及び所見に記入すること。

1 聴覚障害の状態及び所見

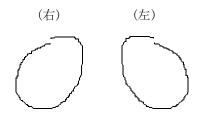
(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dВ
左	dB

(2) 障害の種類



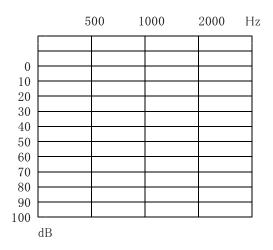
(3) 鼓膜の状態



(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記入すること。)

ア 純音による検査

オージオメータの型式 _____



イ 語音による検査

 括
 %
 (d B)

 語音明瞭度
 左
 %
 (d B)

- 2 平衡機能障害の状態及び所見
- 3 音声・言語機能障害の状態及び所見

4 そしゃく機能障害の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

「該当する障害」の口に 🗸 印を付け、さらに①又は②の該当する項目の口に 🗸 印を付け、又は() 内に必要事項を記入すること。

該当する障害

- □ そしゃく・嚥下機能の障害
 - →「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記入すること。
- □ 咬合異常によるそしゃく機能の障害
 - →「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記入すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害	
a 障害の程度	
□ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。	
□ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。	
□ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂	取方法
に著しい制限がある。	
□ その他	
)
	J
b 参考となる検査所見	
アー各器官の一般的検査	
- 〈参考〉各器官の観察点	
・ 口唇・下顎:運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射舌:形	
状、運動能力、反射異常	
・ 軟口蓋: 挙上運動、反射異常	
・ 声帯: 内外転運動、梨状窩の唾液貯溜	
○ 所 見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に	記入す
ること。)	- #47 • 7
)
イ・嚥下状態の観察と検査)
-	I !
・ 口腔内保持の状態	
・ 口腔から咽頭への送り込みの状態	:
・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態	! ! !
・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み	! ! !
- 《参考2》摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点	
・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)	
・ 誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)	
○ 観察・検査の方法	! ·
□ エックス線検査()) □ □ □ □ □ □ □ □ □	
□ 内視鏡検査()	
□ その他() () () () () () () () () ()	π) ⇒ ≑⊐ ⊐
○ 所 見(上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点に留意し、嚥下状態について詳細するよう。)	世に記入
すること。) (`
② 咬合異常によるそしゃく機能の障害)
a 障害の程度	
□ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。	
□ その他	_
)
b	,
b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果) ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察すること。)	
)
	J
イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察すること。)	_
	ノ

(2) その他(今後の見込み等)	_
]
(3) 障害程度の等級	
(次の該当する障害程度の等級の項目の□に ✔ 印を付けること。)	
① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をい	いう。
具体的な例は、次のとおりである。	
□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの	
□ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの	
□ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、「	烟頭、
喉頭の欠損等によるもの 	
② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は、咬合異常によるそし	やく
機能の著しい障害をいう。	
具体的な例は、次のとおりである。	
□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの □ 延黙機能障害(佐州は廃療・血管障害なるま。)及び大性神経障害によるよ	
□ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの □ 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、『	田亩
で	四央、
□ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの	

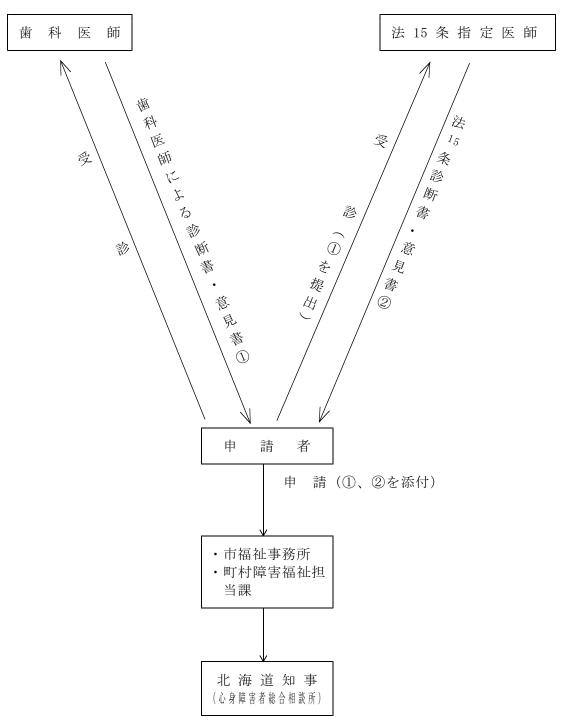
[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。dB値は、周波数 500, 1000, 2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、a+2b+c の算式により算定し、
 - a, b, cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書及び意見書の提出を求めるものとすること。
- (3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定すること。

■ 歯科医師による診断書・意見書について

「口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害のある者が、法第15条に基づき身体障害者手帳の交付を申請するに際し、医師が「身体障害者診断書・意見書」を作成するときは、あらかじめ都道府県知事等の定める歯科医師の「歯科医師による診断書・意見書」の提出を求めるものとすること。」としています。(様式別紙)なお、手帳申請手続きは、下記のとおりです。*

身体障害者手帳申請手続き



※「口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて」 平成15年2月28日付け障福第1215号 北海道保健福祉部障害者保健福祉課長通知

(別紙)

歯科医師による診断書・意見書

氏 名		年	月	日生	男	女
住 所						
現 症						
原因疾患名						
治療経過						
今後必要とする治療内容						
(1) 歯科矯正治療の要否						
 (2)口腔外科的手術の要否						
 (3)治療完了までの見込み						
(3) 伯原元」よくの元匹の						
向後 年 月						
現症をもとに上記のとおり申し〕 障害の程度は、身体障害者				すす。		
・該当する	苗性伝列衣に	拘りる門	早音に			
・該当しない						
年 月 日						
病院又は診療所の名称						
所 在 地		ÆN.	上小厅在	Ľ <i>la</i>		ĸп
診療担当科名		科	歯科医師	名		印